

3 経営第3280号  
令和4年3月29日

青森県農林水産部長 殿

(ほか震度5弱以上を記録した8県主務部長及び茨城県農業共済組合連合会宛てに同趣旨の通知を发出)

農林水産省経営局保険課長  
保険監理官

令和4年福島県沖を震源とする地震による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震により、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、これまで、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合等に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被災農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、貴県農業共済組合連合会宛て通知したので、御了知願います。